



2024年8月8日

各 位

会 社 名 曙ブレーキ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 宮地 康弘  
(コード：7238、東証プライム)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 前上 亮子  
(TEL. 03-3668-5183)

### (開示事項の変更) ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合 との出資契約の変更に関するお知らせ

当社は、2019年7月18日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」(同年8月16日付で変更・経過を開示。以下「2019年7月18日付リリース」といいます。)にて公表したとおり、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合(以下「JIS」といいます。)との間で出資契約(その後の変更を含み、以下「本出資契約」といいます。)を締結し、JISに対して同年9月30日付でA種種類株式を発行していますが、本日付の当社取締役会において、本出資契約を一部変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、2024年6月14日付「リファイナンス資金の借入及び支援後債権の完済、並びに事業再生計画期間終了に関するお知らせ」のとおり、同日付でドイツ銀行東京支店をアレンジャーとするリファイナンス資金の借入契約(以下「本借入契約」といいます。)を締結しました。また、当社は、同月27日付「出資契約及びA種種類株式に係る誓約書締結に関するお知らせ」のとおり、同月26日付でJISとの間で、本出資契約及びA種種類株式に関する誓約書(以下「本誓約書」といいます。)を締結しました。その後、当社は、同月28日付で、本借入契約に基づく借入金を返済原資として、2019年9月18日付で事業再生ADR手続において成立した事業再生計画(以下「事業再生計画」といいます。)に基づく既存の借入金の残高を完済し(以下「本リファイナンス」といいます。)、事業再生計画期間が終了しました。

今般、事業再生計画の数値計画が未達となったこと、並びに、本リファイナンスの実施及び本誓約書の締結に伴い、当社及びJISは、当社の企業価値の一層の向上に向けて両社間の連携及び信頼関係をより一層強化すべく、本出資契約の変更を行うことといたしました。

#### 2. 変更の内容

2019年7月18日付リリースの「I. 本第三者割当増資について 6. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由 ① 当社の遵守事項」の記載を以下のとおり変更いたします。下線部は、変更箇所を示しております。

(変更前)

##### ① 当社の遵守事項

当社は、以下の事項等を、割当予定先に誓約しております。

- (1) 事業再生計画が達成されるよう、最大限努力すること
- (2) (略)

- (3) 事業再生計画の進捗状況等に関するモニタリング会議を設置・開催し、当該会議の結果の要旨を当社の取締役会に対し報告すること
- (4) 割当予定先の事前の書面等による承諾のある場合（但し、割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延してはならないものとします。）を除き、一定の事項（定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得や株式分割等、剰余金の配当その他の剰余金の処分（欠損の填補を除きます。）、一定の重要な資産の処分、一定の業務提携、子会社の設立、グループ化を伴う株式等の取得、事業の処分・譲受や組織再編行為等、一定の資産の取得、一定の借入・保証等、事業再生計画の変更（軽微なものを除きます。）、実行の中止又は停止、その他株主総会の特別決議を要する行為等）を行わないこと。また、一定の重要な事由が発生した場合には、速やかに割当予定先に対し書面により報告し、その対応につき割当予定先と誠実に協議すること
- (5) (略)
- (6) (略)

(変更後)

① 当社の遵守事項

当社は、以下の事項等を、割当予定先に誓約しております。

- (1) 本リファイナンスにあたって当社が策定した事業計画（以下「本事業計画」という。）が達成されるよう、必要な施策の実行に最大限努力すること
- (2) (略)
- (3) 事業再生計画の進捗状況等に関するモニタリング会議を、本事業計画の遂行を目的としたモニタリング会議に改編し、当該会議の結果の要旨を当社の取締役会に対し報告すること
- (4) 割当予定先の事前の書面等による承諾のある場合（但し、割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延してはならないものとします。）を除き、一定の事項（定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得や株式分割等、剰余金の配当その他の剰余金の処分（欠損の填補を除きます。）、一定の重要な資産の処分、一定の業務提携、子会社の設立、グループ化を伴う株式等の取得、事業の処分・譲受や組織再編行為等、一定の資産の取得、一定の借入・保証等、本事業計画の変更（軽微なものを除きます。）、実行の中止若しくは停止又は新たな事業計画の策定、当社及び重要な当社グループ会社の重要な人事に関する事項、年度予算の承認、修正又は変更（形式的又は軽微なものを除きます。）、一定の外部専門家の起用に係る契約の締結、変更又は更新、重要又は異例な取引の開始、既存の重要な取引の中止に関する事項、その他株主総会の特別決議を要する行為等）を行わないこと。また、一定の重要な事由が発生した場合には、速やかに割当予定先に対し書面により報告し、その対応につき割当予定先と誠実に協議すること
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 各事業年度に係る年度予算案を割当予定先に対し提出し、必要に応じて割当予定先との間でその内容について誠実に協議すること

3. 今後の見通し

本出資契約の変更に関し、開示すべき事象が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

以 上